

◎新潟県訓令第7号

土木部河川管理課
地域振興局

新潟県河川監理員規程（昭和40年3月新潟県訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(監理員)</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、<u>庶務課長、業務課長、治水課長、ダム管理課長、治水・港湾課長、河川・砂防課長及び維持管理事務所長</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課<u>及び業務課</u>の河川管理担当の係長、<u>副参事、主査、専門員、主任及び主事、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</u></p> <p>(7) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の河川管理担当の係長、<u>副参事、主査、専門員、主任及び主事、工務課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師</u></p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課の河川管理担当の係長、<u>副参事、主査、専門員、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</u></p>	<p>(監理員)</p> <p>第2条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域振興局地域整備部の部長、副部長（港湾空港担当の副部長を除く。）、庶務課長、治水課長、ダム管理課長、治水・港湾課長、河川・砂防課長及び維持管理事務所長</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 地域振興局地域整備部の庶務課の河川管理担当の係長、主査、主任及び主事、治水課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、ダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師、治水・港湾課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、河川・砂防課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに維持管理事務所の工務課の課長、河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(7) 新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課の河川管理担当の係長、主査、主任及び主事、工務課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びにダム管理課の技術専門員、係長、主査、専門員、主任及び技師</p> <p>(8) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課の河川管理担当の係長、主査、主任及び主事並びに土木整備課の河川管理担当の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師</p>